

町内の「小地域福祉活動事業」に助成金を交付します

【概要】

地域福祉推進のために地域が主催する行事・住民による福祉活動に要する経費の一部を助成する事業です。

【助成対象】

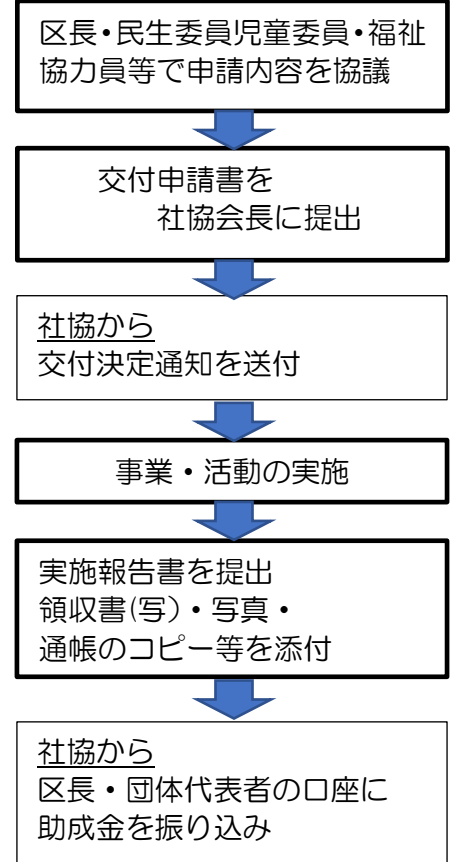
- ① 区又は区長が認めた団体
- ③ 民生委員児童委員が担当している集落（地区）

【対象事業】

- ・お茶のみ会活動
例：高齢者放談会、高齢者生活指導、
高齢者と子供のふれあい会 など
- ・一人暮らし高齢者などへの見守り活動
- ・要援護者の生活支援活動
- ・健康相談会
- ・料理教室等各種教室
- ・防災学習会等各種学習会
- ・軽スポーツ大会等各種大会
- ・その他会長が認める地域福祉を推進する活動



【交付手続きの流れ】



【対象外事業】

- ・営利活動、政治活動、宗教活動
- ・公的な補助金又は本助成以外からの助成を受けている事業
- ・団体の運営費（人件費及び家賃、光熱費、通信費も含む。）
- ・その他不適切と認められる事業及び経費

【助成金額（年額）】 ※助成対象は、必要経費のみです。

参加人数	20名未満	20～39名	40～59名	60名以上
上限額	20,000円	25,000円	30,000円	35,000円

※助成金額は、予算の関係で調整させていただくことがあります。

【備考】

- 助成金額は、開催事業1回ごとの参加人数の内一番多い人数により決まります。
- 各種学習会については、継続性を鑑み同一テーマで2回を限度として延べ人数でも受け付けます。
- 特に開催回数の規制はありませんが、数回開催するように努めてください。
- 助成金の交付は、1事業に限り、1年に1回とさせていただきます。
- 助成金は、上限額と支出額を比較して少ない額が助成金となります。
- 助成金は、実績報告書により支出金額を確認してからの交付となります。
(書類に不備があると訂正する為交付日が変更となる場合があります。)
- 申請いただける事業は、当該年度（4月1日～3月末）の事業になります。
年度を跨がないようご注意ください。
- 目的外の使用が認められた場合、助成金の返還をしていただく場合があります。

この事業は、赤い羽根共同募金配分金が充当されています。

